

## 新型コロナウイルスワクチン職域接種促進支援事業補助金交付事務取扱要領

制定	3 福保感防第 1878 号 令和 3 年 10 月 26 日
改正	3 福保感防第 2289 号 令和 3 年 11 月 25 日
改正	3 福保感防第 2850 号 令和 4 年 1 月 19 日
改正	3 福保感防第 3028 号 令和 4 年 2 月 7 日
改正	3 福保感防第 3221 号 令和 4 年 2 月 22 日

### 第 1 目的

この要領は、新型コロナウイルスワクチン職域接種促進支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づいて、補助金の算定方法及び事務取扱の基準を定め、もって交付事務の明確化、迅速化を図ることを目的とする。

### 第 2 交付額の算定方法

#### 1 算定要件及び交付額の算定方法

職域接種会場における運営に要した経費等（職域接種会場の借り上げ、受付や会場誘導、経過観察を行う者等の確保、運営の委託、最寄り駅等から会場までの送迎、専従職員の超過勤務手当など、地域の実情を反映して合理的に必要なと考えられる費用等）を対象として、1,000 円（職域追加接種については 1,500 円）×接種回数を上限に実費を補助する。ただし、補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

#### 2 実績報告の根拠資料の保管等

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、実績報告の根拠となる資料を保管し、都が確認を要する場合に資料の提示またはその写しの提出をしなければならない。根拠資料の保管期間は、補助金の額の確定日の属する年度の終了後 5 年間とする。

### 第 3 交付申請

申請者は、別に定める日までに新型コロナウイルスワクチン職域接種促進支援事業交付申請書（様式 1）、新型コロナウイルスワクチン職域接種促進支援事業計画書（様式 2）を東京都知事宛てに提出する。

#### 第4 交付決定

- 1 第3の規定により交付申請書等の提出があったときは、都は提出書類等により事業計画の確認を行い、補助金の交付決定を行うものとする。
- 2 要綱第4条(2)の要件を満たすことを示す書類について、文部科学省の認定スケジュール上、提出することができないと認められる場合、都は地域貢献の基準を満たしているものとみなす。
- 3 補助金交付決定には、次の条件が付されるものとする。
  - (1) 申請内容に変更があった場合及び事業計画を中止する場合には、速やかに都に報告してその指示を受けなければならない。
  - (2) 本事業により取得し、または効用を増加した財産のうち、取得価格または効用を増加した価格が30万円以上のものを、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供しようとするときは、あらかじめ都の承認を受けなければならない。ただし、当該財産が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)」第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過している場合は、この限りでない。
  - (3) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を都に納付させることがある。
  - (4) 本事業により取得し、または効用を増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
  - (5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式6)により、速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都に返還しなければならない。
  - (6) 要綱第4条(2)の要件を満たすことを示す書類について、文部科学省の認定スケジュール上、交付申請時に提出できていない場合、認定を受け次第、都に提出すること。認定を受けられないことが判明した場合、速やかに都に報告し、都の指定する期日までに受領済みの補助金を返還すること。

#### 第5 実績報告

交付決定を受けた者は、都が別に定める日までに新型コロナウイルスワクチン職域接種促進支援事業実績報告書(様式3)、新型コロナウイルスワクチン職域接種促進支援事業実績内訳書(様式4)を東京都知事宛てに送付する。

## 第6 額の確定

第5の規定による実績報告書等の提出があったときは、都は提出書類等により実績の確認を行い、補助金の額の確定を行うものとする。

## 第7 請求

申請者が補助金の交付を受けようとするときは、新型コロナウイルスワクチン職域接種促進支援事業補助金交付請求書（様式5）及び支払金口座振替依頼書（東京都指定の様式）を東京都知事宛てに送付する。

## 第8 交付

この補助金は口座振替払等により交付する。

## 第9 決定の取消し

申請者が偽り、その他の不正な手段により交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

## 第10 補助金の返還

第9の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金の交付を行っている場合は、申請者に対し期限を定めて、その返還を命ずることができる。

## 第11 違約加算金

第9の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助金の交付を受けた申請者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

## 第12 延滞金

第9の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還の命令を受けた申請者が納期日までに納付しなかったときは、当該申請者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

附 則（3福保感防第1878号）

この要領は、決定の日から施行し、同年6月1日から適用する。

附 則（3福保感防第2289号）

この要領は、決定の日から施行する。

附 則（3 福保感防第 2850 号）

この要領は、決定の日から施行する。

附 則（3 福保感防第 3028 号）

この要領は、決定の日から施行する。

附 則（3 福保感防第 3221 号）

この要領は、決定の日から施行する。

この要領施行の際この要領による改正前の様式により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。